

# 平成24年度第4回

## 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成25年1月18日（金曜日）

午前10時30分から午前11時10分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成24年度第4回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成25年1月18日（金）午前10時30分から午前11時10分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：林山泰久 委員 橋本潤子 委員 伊藤恵子 委員 小野寺敏一 委員  
風間 聡 委員 河野達仁 委員 千葉克己 委員 山本信次 委員  
両角和夫 委員  
欠席委員：宮原育子 委員

司 会 ただいまから平成24年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。本日は現時点で、林山部会長を始め7名の委員に御出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。なお、宮原委員につきましては所用のため欠席されております。また、風間委員、山本委員につきましては少し遅れて出席されるという御連絡を頂いております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。まず次第、裏面が出席者名簿となっております。次に資料1、現地調査の実施状況について。資料2、県民意見の提出状況について。資料3、石巻港港湾環境整備事業に係る追加説明資料。資料4、平成24年度公共事業再評価に係る答申案。資料5、審議内容整理表をお配りしております。資料の過不足等ございませんでしょうか。

それでは会議に入りますが、御発言の際には机正面にありますマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたらスイッチをオフにしてください、あわせてお願いいたします。

それではこれより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、林山部会長にお願いしたいと思います。林山部会長、よろしくお願いたします。

林山部会長 皆さんおはようございます。本日は足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、これより議事に入りたいと思います。まず、議事録署名委員を指名させていただきます。今回は伊藤委員と小野寺委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、会議の公開についてですが、当委員会運営規程第5条に基づき、当会議は公開といたします。傍聴に関しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等については、事務局職員の指示に従って会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。まず議事の（1）ですが、前回、委員の皆様にご調査いただきました現地調査について、その実

施状況と県民意見提出状況についてでございますが、事務局から御説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、現地調査の実施状況及び県民意見の提出状況につきまして、御説明いたします。

始めに、資料1の現地調査の実施状況についてを御覧ください。昨年12月21日に部会の審議に引き続きまして現地調査が実施されました。今回の審議対象であります石巻港港湾環境整備事業について、現地において護岸工事の状況や埋立柱材のストック箇所の確認などが行われました。裏面には調査状況の写真も掲載しておりますので御覧ください。③の写真でございますが、B地区における護岸工事の状況でございます。そして⑤がA地区の写真になります。また⑥の写真に写っている左側の白いテントが埋立柱材のストックヤードとなっております。

次に、資料2の県民意見の提出状況についてを御覧ください。県民からの意見の聴取につきましては、石巻港港湾環境整備事業の再評価調書を11月21日に公表し、県が自己評価をした内容を見ていただく形で実施いたしました。意見聴取期間は11月21日から12月20日までの30日間で、県のホームページや新聞、ラジオ、地上波デジタルデータ放送、メールマガジンの他、県庁及び各地方振興事務所並びに石巻市役所、東松島市役所、県内コンビニエンスストアでのチラシ配布により周知を図り、県民からの意見の提出を呼びかけました。その結果、2件の意見提出がございました。2件とも、事業に対して肯定的な御意見をいただいております。裏面に提出いただきました意見の概要について掲載しておりますので、御説明させていただきます。

1件目の意見は「東日本大震災は沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらし、震災発生から1年9カ月が経過しているにもかかわらず、まだまだ震災前の姿にはほど遠く、本格復旧はこれからである。復旧・復興の足かせとなっており、最初に取り組まなければならないのが、震災ゴミの問題だと思う。まちづくりといっても、この震災ゴミを処理しない限り、前には進めない。この問題をいち早く解決するために、また、産業の復興や特に漁業をなりわいとしている沿岸部の新しいまちづくりを進めるためにも、震災ゴミの処理を早急に進められるよう、埋め立て場所の確保を行うこの護岸工事を早急に進めさせていただきたい。」という内容でございました。

2件目の意見は「石巻市などの沿岸地域を訪れることがあり、そこで震災がれきがうずたかく積まれているのを目の当たりにすると、自然発火や悪臭など衛生面の問題もあり、やはり処理を急がなければならないと実感する。この事業では、震災がれきを受け入れるため、先行してB地区の護岸を整備することだが、受入量としては十分なのか。処理しきれないのであれば、A地区でも護岸を整備し、受け入れを行ってはどうか。震災がれき処理が順調に進み、復興が成し遂げられるよう期待する。」という内容でございました。

これらの意見に対する、事業担当課の見解についてもまとめておりますので、御説明いたします。

1件目の意見に対しましては「東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物の処理に当たり、県では、短期間で工事が完了し早期の受け入れが可能となるB

地区を整備し、リサイクル処理した再生資材を受け入れることとしています。現在、来年度当初からの受け入れ開始に向けてB地区の建設工事を進めているところであり、できる限り早期に受け入れを開始し、災害廃棄物の処理が完了できるよう努めてまいります。」としております。

2件目の意見に対しましては「災害廃棄物の処理に当たりましては、資源の有効活用及び最終処分量の削減のため、リサイクルを徹底することとしております。また、ブロック内及び県内での処理を優先しておりますが、すべてを期限内に県内で処理することは困難な状況であり、県外からの幅広い支援を得ながら処理を進めているところです。そうした中、当該廃棄物埋立護岸は、県内処理及びリサイクルの拡大に繋がるものでありますが、埋め立てに当たりましては地域環境への影響を考慮し、リサイクル処理した再生資材のみを対象としており、再生資材は陸上工事の盛土材等としても利用されることとなっていることから、B地区のみの受入量で十分であると判断しております。」としております。説明は以上でございます。

林山部会長      ありがとうございます。ただいまのパブリックコメントとしては、早急に事業を実施してほしいということ、それとキャパシティはいかなものかという御意見が寄せられまして、事業担当課からは、短期間で工事が完了できるB地区を整備すると。また、県外からの支援を得ながらB地区のみで十分対応できるだろうという回答だったかと思えます。ただいまの御説明について御質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議事次第の(2)に入りますが、石巻港港湾環境整備事業の審議でございます。前回の部会で、事業継続妥当の方向で意見がまとまっていたのですが、3点指摘がございました。1点目ですが、B地区は復興事業費により実施されるという御説明があったのですが、評価調書に明記されていないので分かりにくいのではないかと御指摘をいただいております。2点目が、できればA地区、B地区ごとの費用対効果を示す事ができないかというものでございます。3点目が埋立柱材の放射能基準や安全性について明記するべきではないかというものでございます。これらにつきまして、事業担当課から御説明をお願いします。

港 湾 課      港湾課でございます。お手元の資料3を御覧ください。まず、1点目のB地区は復興事業費により実施されていることの明記、2点目の地区ごとの費用対効果分析結果の明記について回答したいと思います。なお、資料中、赤書きが追加事項となっており、1、2、5ページに追加の記載をしております。そして、参考資料5を新たに追加しております。

B地区の県負担額に対しまして同額の震災復興特別交付金が交付されることについては、1ページと2ページに注釈として記載させていただいております。1ページの注釈におきましては、県負担額の53億7千万円のうち、B地区の県負担額に相当する11億8千万円が震災復興特別交付金として国から交付されるため、B地区にかかる県負担額は実質0となり、結果的に全体で国が32億9千万円、県が41億9千万円を負担することになることを記載させていただいております。具体的には参考資料5、5ページの次になりますが、補足説明資料の上段に実質的

な費用負担，そして下段に時系列の内訳表を記載させていただいております。補助率につきましても，受け入れ容量が 92 万 m<sup>3</sup> 未満である平成 9 年度から平成 13 年度までは補助率が 10 分の 2.5，そして受け入れ容量が 172 万 m<sup>3</sup> となる平成 23 年度以降は補助率が 10 分の 3 となっていることを示しております。また，時系列の内訳表の右下に，A 地区 B 地区別に区別した費用便益比を記載させていただいております。A 地区が 1.13，B 地区が 1.66 であり，B 地区は A 地区に比べまして事業費が小さく A 地区と同等の面積の土地が創出されることから，A 地区よりも費用便益比が大きくなっているという現状になっております。2 ページの注釈におきましては，事業費の増加分は B 地区の追加によるものであるため，事業費増加に伴う県の費用負担の増加はないことを記載させていただいております。

3 点目の，埋立材の放射能基準や安全性の明記という指摘事項につきましては，埋立資材の放射能の影響について，5 ページの環境への影響と対策の欄に記載させていただきました。具体的には埋立材の放射性セシウム濃度に関する受け入れ基準は 1 kg 当たり 100 ベクレル以下としております。この 1 kg あたり 100 ベクレルという値は，一般にクリアランスレベルと呼ばれており，原子力発電所の解体や運転に伴い発生する放射性廃棄物の処理に対して設定された基準であり，コンクリートや金属などを再利用または埋立処分する場合に，人体への影響が無視できる放射能レベルであることを意味しております。これは，もし，1 kg あたり 100 ベクレル以下の埋立材を大量に埋め立てた地盤の上に 1 年間留まるとすると，年間で最大 0.01 ミリシーベルトの放射線を受けることに相当するものでございます。この放射線量は，人が日常生活を送る中で受ける放射線量である年間平均 2.4 ミリシーベルトの 100 分の 1 以下であり，国際的にも，仮に複数の影響が重なった場合でも，人の健康への影響が無視できる量とされております。実際，埋立材の放射能セシウム濃度は，受け入れ基準以下となっております。また，埋立完了後は埋立材の上部に約 1.5m 程度の厚さで覆土や舗装が施工され，埋立材の飛散防止や放射線の遮蔽が図られるため，構造上においても二重の安全策を講じることとしております。表の下に注釈としてベクレルとシーベルトの単位の説明を記載させていただきました。また，土の放射線遮蔽効果については，50cm の土で 99.8%の放射線が遮蔽できるとされております。

以上のとおり修正しまして評価結果に反映したいと思っておりますので，よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

林山部会長 どうもありがとうございました。確認ですが，この追加説明資料は，14 ページあります再評価調書のうち，修正及び追加ページのみの抜粋でございます。それでは私から質問ですが，この参考資料 5 は評価書に添付するのでしょうか。

港 湾 課 添付することで考えております。

林山部会長 はい，分かりました。それでは，この追加資料説明につきまして御質問，御意見等よろしく申し上げます。

風 間 委 員 参考資料 5 の費用負担内訳について，計の欄で B 地区の事業費は 16 億 8 千万円

とあって、国費、県費、実負担額がそれぞれ記載されています。ここで、国の実負担額と県負担を足すと事業費より大きくなっているのはなぜでしょうか。

港 湾 課 国の実負担額については、これは前回指摘を受け、先ほど御説明させていただきましたが、震災復興特別交付税が国より配分になる予定です。B地区は震災復興に寄与する事業ということで、県負担額の全額が震災復興特別交付税として県に交付されます。このため、県の負担は11億7千6百万円となっておりますが、この分は、全額国から交付されるため、県の実際の負担額は0になるということです。

風 間 委 員 国の実負担額には、県の負担額が含まれているということですか。

港 湾 課 そうです。11億7千6百万円という県の負担額を国が負担するということです。

風 間 委 員 分かりました。

林山部会長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

山本委員がいらっしゃいましたので、資料3の5ページ、環境レベルについて書き込みを新たに追加していただいたのですが、これに対していかがですか。

山 本 委 員 この内容で良いかと思いますが、年間平均被曝量の2.4ミリシーベルトを記述するのが良いのか、あるいはICRPの基準である年間100ミリシーベルト以下と比較するか、または高放射性物質の被曝基準の年間1ミリシーベルトに対して、100分の1以下という書き方が正しいのかもしれないという気もしました。防護基準ではなくて、2.4ミリシーベルトと比較した理由は何かありますか。

港 湾 課 日常生活において、自然界と同等という視点で人体には影響は無いということ論じるため、この2.4ミリシーベルトということを記載させていただきました。

山 本 委 員 もちろん、前回現場でも確認しましたし、全く問題無い数字であろうと思います。再生利用材もああいっただ形で保存してもらえれば、セシウム134と137の比率が1対2ぐらいになっていると思いますが、134は2年ごとに半分になっていくので、10年ぐらいで今の半分ぐらいになると思いますので、全く心配はいらなはいと思います。公表される際に、この辺りがうまく伝わるニュアンスになっていけばいいのかなと思いました。これで問題ないと思います。問い合わせのあったときに答えられるよう準備をしていただければと思います。

林山部会長 それでは、ただいまの御意見ですと、基本的にこのままでも構いませんが、県が実施している事業、公表資料などで、ほかにも放射線に関する記載があるかと思えます。そうしたものとトーンや表現を合わせる意味で、御確認いただきたいと思えます。基本的にはこのままで結構です。

ほかいかがでしょうか。前回御指摘いただきました河野委員、橋本委員よろし

いですか。ありがとうございます。それでは、いまの点について確認いただき、評価結果を取りまとめていただければと思います。

それでは議事の(3)、平成24年度公共事業再評価に関わる答申案についてですが、石巻港港湾環境整備事業に係る審議結果の取りまとめとなります答申内容を、本日決定したいと思います。そこで、前回の審議を踏まえて、私と事務局で答申案をまとめてございますので、これをもとにお諮りしたいと思います。それでは事務局から御説明をお願いいたします。

企画・評価専門監　それでは、答申案につきまして御説明いたします。資料4を御覧ください。部会の審議状況を踏まえまして、林山部会長と調整いたしまして、答申案を作成しております。

答申者名につきましては、行政評価委員会委員長と公共事業評価部会部会長の連名とさせていただきます。審議結果につきましては、前回の部会で事業継続は妥当との方向性が確認されておりましたので、事業継続とした県の評価を妥当としております。次に2枚目の別紙を御覧ください。こちらは審議対象事業の実施に関する意見を記載しております。内容といたしましては、「B地区における事業の実施に当たっては、東日本大震災により生じた災害廃棄物等を早急に処分する必要があることから、関係機関との調整を十分に行いながら、早期完成に努めること」としております。

なお、資料5の審議内容整理表には、前回の部会の審議結果の概要を記載しておりますので、御参照いただければと思います。説明は以上でございます。

林山部会長　ありがとうございました。補足させていただきますので、2枚目を御覧ください。意見の1行目、産業廃棄物等の「等」は津波による堆積物を含むということで「等」という表現にいたしました。また、2行目の関係機関というのは、漁協等いくつかのステイクホルダを意味しているということを念頭においていただければと思います。それでは答申内容につきまして、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

河野委員　2枚目の審議対象事業の実施に関する意見について、審議結果をもとに記載されていると思いますが、このように答申に意見を付けることは、これまでも行われているのでしょうか。

企画・評価専門監　これまでも意見をいただいております。

河野委員　反対意見であっても賛成意見であっても付けられているのでしょうか。

企画・評価専門監　どのような意見にするかというのは、調整していただいた上で決定することになるかと思いますが。

林山部会長　事業実施が決まってもなかなか進まないの、基本的には早く完成しなさいという趣旨をたいていは記載します。あとは社会経済情勢の問題も含めて、ニーズ

は高いが数字に表せないところもあるということを補足で書いているということが多いと思います。ほか、いかがでしょうか。

両角委員 差し支えなければ、「漁協などの関係機関」や「災害廃棄物や津波堆積物」というように少し書き入れた方が、より具体性があるような気がします。役所的な用語で、読む人のイメージが湧かないのかなと。

林山部会長 具体的に記載することについて、事務局いかがですか。

企画・評価専門監 結構でございます。

林山部会長 それでは1行目は災害廃棄物及び津波堆積物とし、等は必要ですか。

企画・評価専門監 無くて結構です。

林山部会長 「災害廃棄物及び津波堆積物を早急に処分する必要があることから、漁協等との調整を」に修正させていただくことで、事務局よろしいですか。

企画・評価専門監 はい。港湾課さんもよろしいですか。

港湾課 はい。

林山部会長 ほかにございますか。

企画・評価専門監 ただいまの関係機関のところでございますが、今回は漁協が限定されているということもありますので、漁協の前に「関係」と入れた方が良いかと思いますがいかがでしょうか。

小野寺委員 私も漁協関係者ですが、災害廃棄物処理については、まず農地や空き地で処理をしたものを漁港で処分するという状況で、漁協だけが関係するわけではないので、漁協ではなく関係機関と明記した方が良いと思います。実際、南三陸町では各関係機関が一緒になって廃棄物処理を行っている状況です。漁協としてしまうと、漁業者に限定している印象になってしまうので、各関係機関とした方が良いかと思いますがいかがでしょうか。

両角委員 関係機関と書いてしまうと現場での解釈に幅が出るので、もし必要であれば対象を明記した方が良いかなと思い、申し上げました。難しければ関係機関でも構わないと思います。

小野寺委員 私も漁業が本業で、例えば、漁業者が利用する機関を作ろうとしているのですが、それに際しましても、各機関が協力して作っていくというのが現状です。ここで、一つに対処するという記載を県民の皆様が見た場合、一つだけと見なされ



る懸念があると思い、各関係機関とした方が良かったと思います。

林山部会長 非常にセンシティブな問題になりますが、やはり現場の事を熟知されている小野寺委員からの意見ということで、各関係機関としたいと思います。

それでは、ただいまの意見をまとめますと、読み上げますが、「B地区における事業の実施にあたっては、東日本大震災により生じた災害廃棄物及び津波堆積物を早急に処分する必要があることから、各関係機関との調整を十分に行いながら、早期完成に努めること。」とさせていただきます。

いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

今の修正はもちろん加えさせていただきますけれども、「てにをは」等の微修正については、部会長一任ということにさせていただきたいと思います。

それでは、これで答申案の内容を決定させていただきますけれども、答申につきましては文書送付という形にさせていただきたいと思いますので、御了承願います。

本日本日予定していた議題は以上になりますが、委員の皆様何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

司 会 委員の皆様、御審議ありがとうございました。本年度の公共事業評価部会は、本日の開催が最後となります。来年度の開催日程等については、あらためて御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。以上をもちまして、平成 24 年度第 4 回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 伊藤 恵子 印

議事録署名人 小野寺敏一 印